

群馬県立西邑楽高等学校学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は群馬県立西邑楽高等学校(以下「学校」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程、学科、修業年限及び生徒定員)

第2条 学校の課程・学科・修業年限及び生徒定員等は、別表1に掲げるとおりとする。

(通学区域)

第3条 学校の通学区域は全県一区とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月 1日から 7月31日まで

第2学期 8月 1日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、別表2に掲げるとおりとする。

(振替授業等)

第6条 校長は、特に必要と認めるときは、休業日と授業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第8条 学校の教育課程は、別表3(その1)から(その4)に掲げるとおりとする。

(授業終始の時刻)

第9条 授業終始の時刻は、別表4に掲げるとおりとする。

(教職員組織)

第10条 学校の教職員組織は、別表5に掲げるとおりとする。

(単位の認定)

第11条 校長は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められるときは、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 前項の単位の認定は、出席授業時数が年間総授業時数の3分の2以上の生徒について行うものとする。

3 校長は、特別の理由がある場合は、別に定めるところにより、補講その他適切な指導を実施した時数を前項の出席授業時数に加算することができる。

4 校長は、単位の修得を認定された者から請求があったときは、単位修得証明書を交付する。

(原級留め置き)

第 12 条 校長は、生徒のうち当該学年において修得すべき単位を修得しない者を、原級に留め置くことができる。

(卒業の認定)

第 13 条 校長は、学校所定の全課程を終了したと認めた生徒について、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

第 4 章 入学、留学、退学、転学及び休学等

(入学志願者の資格)

第 14 条 学校に入学を志願することのできる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは修了見込みの者
- 二 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者又は修了見込みの者
- 三 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和 4 1 年文部省令第 3 6 号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 六 その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第 15 条 入学者の募集、選抜及び入学志願の手続きについては、群馬県教育委員会の定めるところによる。

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(編入学)

第 17 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 校長は、前項の規定による編入学の許可を、前条の規定にかかわらず行うことができる。

(入学の手続)

第 18 条 入学を許可された者は、入学の日から 7 日以内に保護者及び保証人連署の誓約書並びに住民票の写しを校長に提出しなければならない。

(欠席及び忌引)

第 19 条 生徒は、欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。この場合において、病気のため引き続き 7 日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 忌引しようとする生徒は、忌引届を校長に提出しなければならない。

3 忌引日数は次のとおりとする。

続柄	父母	祖父母	兄弟姉妹	おじ又はおば	その他 3 親等以内の親族
日数	7 日	3 日	3 日	1 日	1 日

(留学)

第 20 条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、留学先の高等学校名・所在地、留学の理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、留学願を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校の教育課程等の教育内容に関する書類及び留学先の高等学校長の発行した留学許可書又は入学許可書等を添えなければならない。

2 校長は、前項の留学願を適当と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の終了した生徒は、保護者連署のうえ、留学終了届を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校長の作成した各教科・科目等の履修状況を示す書類を添えなければならない。

4 校長は、留学中の履修の状況を適当と認めるときは、留学先の高等学校における履修を学校における履修とみなし、第 11 条の規定を適用して、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

5 校長は、前項の単位の修得の認定を、留学の期間が単一年度内の場合には、当該年度末において行うことができるものとし、留学の期間が異なる年度にわたる場合は、学年の途中においても行うことができるものとする。

(休学)

第 21 条 生徒が病気その他やむを得ない理由のため 3 月以上引き続き出席できない場合は、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、休学願を校長に提出しなければならない。この場合においては、医師の診断書等休学の理由を証する書類を添えなければならない。

2 校長は、前項の休学願を適当と認めるときは、1 年以内の期間で休学を許可する。

(休学の取消)

第 22 条 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、その理由を示し、保護者連署のうえ、復学願を校長に提出しなければならない。この場合において、休学の理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の復学願を適当と認めるときは、復学を許可する。

(休学の期間の延長)

第 23 条 休学を許可された生徒が 1 年を経過し、なお出席できないときは、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、校長に休学期間の延長を願いすることができる。この場合においては、医師の診断書等休学期間延長の理由を証する書類を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出があったときは、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、1 年を限って休学期間の延長を認めることができる。

(退学)

第 24 条 生徒が退学しようとするときは、その理由を示し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出を適当と認めるときは、退学願を受理する。

(再入学)

第 25 条 前条の規定により退学した生徒が再入学しようとするときは、保護者連署のうえ、再入学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ、退学後 1 年以内の場合に限り、当該生徒を退学当時の在学年以下の学年に再入学をさせることができる。

3 第 18 条の規定は、再入学を許可された者に準用する。

(転学)

第 26 条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、保護者連署のうえ転学願を校長に提出しなければならない。

2 他の高等学校から転入学を志望する者は、保護者連署のうえ、転入学願を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ教育上支障がない場合には、転入学を許可する。

4 第 18 条の規定は、転入学を許可された生徒に準用する。

(出席停止)

第 27 条 校長は、学校において予防すべき感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒に対しては出席を停止させることができる。

第 5 章 保護者及び保証人

(保護者及び保証人)

第 28 条 保護者は、次の各号に該当する者で、校長に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできるものでなければならない。

一 生徒の父母、兄姉、後見人又は縁故者

二 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、独立の生計を営む成年者で、校長に対して保護者ととともに生徒に関する一切の責任を負うことのできるものでなければならない。

3 校長は、保護者又は保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

4 校長は、保護者又は保証人が死亡し、又は第 1 項若しくは第 2 項に規定する要件を欠いたときは、あらためてこれを選任させる。

5 保護者又は保証人に変更があったときは、あらためて第 18 条に定める誓約書を提出しなければならない。

(住所氏名等の変更の届出)

第 29 条 保護者は、生徒、自己又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第 6 章 入学科等

(受検料)

第 30 条 学校に入学を志望する者、編入学を志望する者又は他の高等学校から転入学を志望する者は、群馬県立学校の入学科等に関する条例（昭和 23 年群馬県条例第 18 号。以下、「入学科等条例」という。）に定める受検料を納付しなければならない。ただし、群馬県立高等学校（通信制の課程を除く）からの転入学者は、この限りでない。

2 受検料は、入学願書、編入学願書又は転入学願書に添えて、群馬県証紙又は払込書により納付するものとする。

(入学科)

第 31 条 入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学、編入学又は転入学の当日までに入学科等条例に定める入学科を群馬県証紙又は払込書により納付しなければならない。ただし、群馬県立高等学校からの転入学者は、この限りでない。

(受検料及び入学科の不返付)

第 32 条 既に納めた受検料及び入学科は、いかなる事情があってもこれを返付しない。

(授業料等)

第 33 条 授業料等の徴収、減免及び還付等は、入学科等条例による。

第7章 賞罰

(ほう賞)

第34条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第35条 教育上必要があると認めるときは生徒を懲戒するものとする。

2 懲戒は退学、停学、訓告、その他とする。

3 懲戒による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 雑則

(文書の経由)

第36条 生徒が校長に提出する文書は、すべて生徒のホームルーム担任教員を経由しなければならない。

(その他必要な事項)

第37条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 生徒が在学中に成年に達した場合、第20条から第26条中「保護者」とあるのは、「保護者に準ずる者」と読み替えるものとする。